

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
10	<p align="center"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 水害予防対策</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>9 洪水浸水想定区域の指定 (略)</p> <p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川）及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川（水位周知河川）<u>  </u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。 (略)</p> <p>10及び11 (略)</p>	<p align="center"><b>第2章 災害予防対策</b></p> <p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 水害予防対策</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>9 洪水浸水想定区域の指定 (略)</p> <p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川）及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川（水位周知河川）<u>等</u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する (略)</p> <p>10及び11 (略)</p>	<p>➤ 記述の修正</p>
11	<p>(新設)</p> <p><u>12</u> 農地防災対策及び農地保全対策 (略)</p> <p><u>13</u> 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築 (略)</p> <p><u>14</u> 利水ダム等の事前放流の取組 (略)</p> <p><u>15</u> 流域水害対策計画の策定等 (略)</p> <p><u>16</u> 貯留機能保全区域の指定 (略)</p> <p><u>17</u> 浸水被害防止区域の指定</p>	<p><u>12 流域治水の推進</u> <u>施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。</u> <u>河川管理者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定や流域水害対策計画の策定の推進を図る。</u></p> <p><u>13</u> 農地防災対策及び農地保全対策 (略)</p> <p><u>14</u> 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築 (略)</p> <p><u>15</u> 利水ダム等の事前放流の取組 (略)</p> <p><u>16</u> 流域水害対策計画の策定等 (略)</p> <p><u>17</u> 貯留機能保全区域の指定 (略)</p> <p><u>18</u> 浸水被害防止区域の指定</p>	<p>➤ 国交省防災業務計画の風水対策編に併せて新規追加</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p><u>18</u> 雨水出水浸水想定区域の指定</p> <p>(略)</p> <p><u>19</u> 超過洪水対策</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>19</u> 雨水出水浸水想定区域の指定</p> <p>(略)</p> <p><u>20</u> 超過洪水対策</p> <p>(略)</p>	
13	<p>第3 高潮、波浪等災害予防対策</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 国土保全事業の施行</p> <p>(略)</p> <p>(1) 海岸保全事業の施行</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 港湾海岸保全</p> <p>港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、近年の高波災害_____を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。_____</p>	<p>第3 高潮、波浪等災害予防対策</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 国土保全事業の施行</p> <p>(略)</p> <p>(1) 海岸保全事業の施行</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 港湾海岸保全</p> <p>港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、近年の高波災害<u>や気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。<u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
14	<p>第4 土砂災害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>県内の土砂災害<u>危険箇所</u>・山地災害危険地区をみると、<u>土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所</u>、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、<u>地すべり危険箇所・地区</u>は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 土砂災害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>県内の土砂災害<u>警戒区域等</u>・山地災害危険地区をみると、<u>土砂災害警戒区域等（土石流及び急傾斜地の崩壊）</u>、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、<u>土砂災害警戒区域等（地すべり）</u>は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 名称の変更に伴う記述の修正</p>
14	<p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>土砂災害危険箇所</u>の調査把握</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</p> <p>(略)</p> <p>このため、県は、<u>土砂災害危険箇所及び</u>土砂災害を被るおそれのある箇所</p>	<p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>土砂災害のおそれがある箇所</u>の調査把握</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</p> <p>(略)</p> <p>このため、県は、_____土砂災害を被るおそれのある箇所</p>	<p>➤ 名称の変更に伴う記述の修正</p>

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行 (令和5年11月)	修正後	備考																																																																				
	<p>の基礎調査結果を公表しなければならない。</p> <p>また、調査を終えた土砂災害警戒区域等を国県等の関係機関・市町村及び住民に周知・広報・告知し、災害時に市町村が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。</p> <p>市町村は、<u>土砂災害危険箇所</u>や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</p> <p>イ及びロ (略)</p>	<p>所の基礎調査結果を公表しなければならない。</p> <p>また、調査を終えた土砂災害警戒区域等を国県等の関係機関・市町村及び住民に周知・広報・告知し、災害時に市町村が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。</p> <p>市町村は、<u>                                </u>土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</p> <p>イ及びロ (略)</p>																																																																					
15	<p>ハ 土砂災害対策推進連絡会 (略)</p> <table border="1" data-bbox="309 692 1061 1324"> <tr><td>会長</td><td>宮城県土木部長</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>宮城県土木部副部長 (技術担当)</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>宮城県水産林政部副部長 (技術担当)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東北地方整備局河川部河川調査官</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東北地方整備局道路部道路調査官</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東北森林管理局計画保全部治山課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>仙台管区气象台気象防災部予報課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本高速道路 (株) 東北支社管理事業部調査役</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本高速道路 (株) 東北支社建設事業部建設事業総括課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社設備部工事課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県警察本部警備部警備課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県復興・危機管理部 <u>復興・危機管理総務課長</u></td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県水産林政部森林整備課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部道路課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部河川課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部防災砂防課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部建築宅地課長</td></tr> </table>	会長	宮城県土木部長	副会長	宮城県土木部副部長 (技術担当)	副会長	宮城県水産林政部副部長 (技術担当)	委員	東北地方整備局河川部河川調査官	委員	東北地方整備局道路部道路調査官	委員	東北森林管理局計画保全部治山課長	委員	仙台管区气象台気象防災部予報課長	委員	東日本高速道路 (株) 東北支社管理事業部調査役	委員	東日本高速道路 (株) 東北支社建設事業部建設事業総括課長	委員	東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社設備部工事課長	委員	宮城県警察本部警備部警備課長	委員	宮城県復興・危機管理部 <u>復興・危機管理総務課長</u>	委員	宮城県水産林政部森林整備課長	委員	宮城県土木部道路課長	委員	宮城県土木部河川課長	委員	宮城県土木部防災砂防課長	委員	宮城県土木部建築宅地課長	<p>ハ 土砂災害対策推進連絡会 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1205 692 1957 1324"> <tr><td>会長</td><td>宮城県土木部長</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>宮城県土木部副部長 (技術担当)</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>宮城県水産林政部副部長 (技術担当)</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東北地方整備局河川部河川調査官</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東北地方整備局道路部道路調査官</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東北森林管理局計画保全部治山課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>仙台管区气象台気象防災部予報課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本高速道路 (株) 東北支社管理事業部調査役</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本高速道路 (株) 東北支社建設事業部建設事業総括課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社設備部工事課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県警察本部警備部警備課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県復興・危機管理部 <u>防災推進課長</u></td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県水産林政部森林整備課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部道路課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部河川課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部防災砂防課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部建築宅地課長</td></tr> </table>	会長	宮城県土木部長	副会長	宮城県土木部副部長 (技術担当)	副会長	宮城県水産林政部副部長 (技術担当)	委員	東北地方整備局河川部河川調査官	委員	東北地方整備局道路部道路調査官	委員	東北森林管理局計画保全部治山課長	委員	仙台管区气象台気象防災部予報課長	委員	東日本高速道路 (株) 東北支社管理事業部調査役	委員	東日本高速道路 (株) 東北支社建設事業部建設事業総括課長	委員	東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社設備部工事課長	委員	宮城県警察本部警備部警備課長	委員	宮城県復興・危機管理部 <u>防災推進課長</u>	委員	宮城県水産林政部森林整備課長	委員	宮城県土木部道路課長	委員	宮城県土木部河川課長	委員	宮城県土木部防災砂防課長	委員	宮城県土木部建築宅地課長	▶ 組織改編による修正
会長	宮城県土木部長																																																																						
副会長	宮城県土木部副部長 (技術担当)																																																																						
副会長	宮城県水産林政部副部長 (技術担当)																																																																						
委員	東北地方整備局河川部河川調査官																																																																						
委員	東北地方整備局道路部道路調査官																																																																						
委員	東北森林管理局計画保全部治山課長																																																																						
委員	仙台管区气象台気象防災部予報課長																																																																						
委員	東日本高速道路 (株) 東北支社管理事業部調査役																																																																						
委員	東日本高速道路 (株) 東北支社建設事業部建設事業総括課長																																																																						
委員	東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社設備部工事課長																																																																						
委員	宮城県警察本部警備部警備課長																																																																						
委員	宮城県復興・危機管理部 <u>復興・危機管理総務課長</u>																																																																						
委員	宮城県水産林政部森林整備課長																																																																						
委員	宮城県土木部道路課長																																																																						
委員	宮城県土木部河川課長																																																																						
委員	宮城県土木部防災砂防課長																																																																						
委員	宮城県土木部建築宅地課長																																																																						
会長	宮城県土木部長																																																																						
副会長	宮城県土木部副部長 (技術担当)																																																																						
副会長	宮城県水産林政部副部長 (技術担当)																																																																						
委員	東北地方整備局河川部河川調査官																																																																						
委員	東北地方整備局道路部道路調査官																																																																						
委員	東北森林管理局計画保全部治山課長																																																																						
委員	仙台管区气象台気象防災部予報課長																																																																						
委員	東日本高速道路 (株) 東北支社管理事業部調査役																																																																						
委員	東日本高速道路 (株) 東北支社建設事業部建設事業総括課長																																																																						
委員	東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社設備部工事課長																																																																						
委員	宮城県警察本部警備部警備課長																																																																						
委員	宮城県復興・危機管理部 <u>防災推進課長</u>																																																																						
委員	宮城県水産林政部森林整備課長																																																																						
委員	宮城県土木部道路課長																																																																						
委員	宮城県土木部河川課長																																																																						
委員	宮城県土木部防災砂防課長																																																																						
委員	宮城県土木部建築宅地課長																																																																						
16	(3) 市町村の役割 (略)	(3) 市町村の役割 (略)																																																																					

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所</p> <p>(4)（略）</p> <p>4から10まで（略）</p> <p>第5（略）</p>	<p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>(4)（略）</p> <p>4から10まで（略）</p> <p>第5（略）</p>	<p>➤ 名称の変更に伴う記述の適正化</p>
18	<p>第6 風雪害予防対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 現況</p> <p>本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒（統計期間1983年11月～1997年4月）であり、その値は252cm（1996年3月16日）である（2023年8月現在）。</p> <p>また、仙台（仙台管区气象台）における風の観測では、日最大風速（統計期間1926年10月～）の極値は24.0m/s（1997年3月11日）、日最大瞬間風速（統計期間1937年1月～）の極値は41.2m/s（1997年3月11日）で、年間最多風向は北北西（平年値：統計期間1991年～2020年）、日最大風速が10m/s以上の年間日数は51.9日（平年値：統計期間1991年～2020年）となっている（2023年8月現在）。</p> <p>3から10まで（略）</p>	<p>第6 風雪害予防対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 現況</p> <p>本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒（統計期間1983年11月～1997年4月）であり、その値は252cm（1996年3月16日）である（2024年9月現在）。</p> <p>また、仙台（仙台管区气象台）における風の観測では、日最大風速（統計期間1926年10月～）の極値は24.0m/s（1997年3月11日）、日最大瞬間風速（統計期間1937年1月～）の極値は41.2m/s（1997年3月11日）で、年間最多風向は北北西（平年値：統計期間1991年～2020年）、日最大風速が10m/s以上の年間日数は51.9日（平年値：統計期間1991年～2020年）となっている（2024年9月現在）。</p> <p>3から10まで（略）</p>	<p>➤ 時点更新</p>
20	<p>第7 農林水産業災害予防対策</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 防災措置等</p> <p>(1) 農地、農業用施設の災害の防止</p> <p>洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修</p> <p>を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第7 農林水産業災害予防対策</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 防災措置等</p> <p>(1) 農地、農業用施設の災害の防止</p> <p>洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心とした農業水利施設等の耐震化、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進するほか、水田への雨水の一時貯留による洪水防止機能を強化する田んぼダムに取り組みとともに、農業用ダムの洪水調節機能の強化や排水機場・ため池の活用など、あらゆる関係者が流域全体で行う「流域治水」の取組を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 国の土地改良長期計画の改正に伴い修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
21	<p>(2) 集落の安全確保 イ及びロ (略) ハ 集落の防災設備整備 (イ) (略) (ロ) 公共施設補強整備 地震等の防災上補強が必要な既存の<u>橋りょう</u>等の公共施設の整備 ニ及びホ (略)</p>	<p>(2) 集落の安全確保 イ及びロ (略) ハ 集落の防災設備整備 (イ) (略) (ロ) 公共施設補強整備 地震等の防災上補強が必要な既存の<u>橋梁</u>等の公共施設の整備 ニ及びホ (略)</p>	<p>➤ 記述の統一化</p>
21	<p>ヘ 病虫害防除<u>対策</u> <u>(イ) 防除体制の整備</u> <u>市町村ごとの又は広域的な防除組織（防除協議会議等）の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。</u> <u>(ロ) 防除器具の整備</u> <u>県は、市町村及び農業団体等の高性能防除器具の整備、充実の指導、又は支援に努めるとともに市町村及び農業団体等が常時防除器具を点検整備し、適切な防除が推進されるよう指導する。</u></p>	<p>ヘ 病虫害防除<u>体制の整備</u> <u>市町村やJA等関係機関の連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努める。</u> _____ _____ _____</p>	<p>➤ 宮城県農作物病害虫総合防除計画策定に伴い修正</p>
27	<p>第8 火山災害予防対策 1から3まで (略) 4 防災事業等の推進 (1) (略) (2) 防災体制の整備等 イ (略) ロ 県 (イ) 防災知識の普及啓発 県は、防災週間や_____防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。 (ロ) (略)</p>	<p>第8 火山災害予防対策 1から3まで (略) 4 防災事業等の推進 (1) (略) (2) 防災体制の整備等 イ (略) ロ 県 (イ) 防災知識の普及啓発 県は、防災週間や<u>火山防災の日</u>、防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。 (ロ) (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
27	<p>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握 県は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域</p>	<p>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握 県は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。 また、県は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、 <u>登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出の呼びかけ等により登山者等に関する情報の把握に努める。</u></p> <p>(二) (略)</p>	<p>の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。 また、県は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、<u>ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮を</u>するとともに、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出の呼びかけ等により登山者等に関する情報の把握に努める。</p> <p>(二) (略)</p>	
27	<p>ハ 市町村 (イ) 防災知識の普及啓発 市町村は、防災週間や<u>防災関連行事等</u>を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。 (略) (ロ) (略)</p>	<p>ハ 市町村 (イ) 防災知識の普及啓発 市町村は、防災週間や<u>火山防災の日</u>、防災関連行事等を通じ、住民、観光客及び登山者等に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて、火山災害の危険性を周知する。 (略) (ロ) (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
28	<p>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握 市町村は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。 また、市町村は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、 <u>登山届の積極的な提出の呼びかけ等により登山者等に関する情報の把握に努める。</u></p>	<p>(ハ) 登山者等への情報伝達・情報把握 市町村は、登山者等への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。 また、市町村は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、<u>ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮を</u>するとともに、登山届の積極的な提出の呼びかけ等により登山者等に関する情報の把握に努める。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
29	<p>ニ (略) (新設)</p>	<p>ニ (略) <u>ホ 火山調査研究推進本部</u> <u>火山調査研究推進本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するために下記の事務を実施し、国及び地方公共団体と連携する。</u> <u>(イ) 観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案</u></p>	<p>➤ 防災基本計画修正</p>





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>② (略)</p> <p>③ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出火防止等の対策の内容 <u>など</u></li> <li>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること _____</li> </ul> <p>④ (略)</p> <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報入手の方法 ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>・ <u>災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確保</u></li> </ul>	<p>② (略)</p> <p>③ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出火防止等の対策の内容 <u>(消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等)</u></li> <li>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること <u>など</u></li> </ul> <p>④ (略)</p> <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報入手の方法 ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (削除)</li> </ul>	<p>➤ 防災基本計画の修正等</p> <p>➤ 地震編との整合</p>
44	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、<u>外国語</u>パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する _____。</p>	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、<u>多言語</u>パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	<p>➤ 表記の統一</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>
47	<p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>第1から第8まで (略)</p> <p>第9 企業等の防災訓練</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の<u>方々</u>並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p>	<p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>第1から第8まで (略)</p> <p>第9 企業等の防災訓練</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民 _____ 並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p>	<p>➤ 記述の修正</p>
56	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情</p> <p>1 避難情報と警戒レベル (略)</p> <p>高齢者等避難 <u>及び</u>避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難</p>	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情</p> <p>1 避難情報と警戒レベル (略)</p> <p>高齢者等避難 <u>又は</u>避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難</p>	<p>➤ 表記の修正</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	<p>場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p>	
58	<p>2 避難情報の発令対象区域の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>市町村は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・<u>危険箇所</u>等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・<u>危険箇所</u>等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難情報の発令対象区域の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>市町村は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域<u>                    </u>等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域<u>                    </u>等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</p> <p>(国)</p>	<p>➤ 名称の変更に伴う記述の修正</p>
64	<p>第22節 災害種別毎予防対策</p> <p>第1 火災予防対策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 防災活動の促進</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 民間防火組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、<u>火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発</u>も重要であることから、幼少年消防クラブ及び<u>婦人</u>防火クラブの結成と育成について指導する。</p>	<p>第22節 災害種別毎予防対策</p> <p>第1 火災予防対策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 防災活動の促進</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 民間防火組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、<u>家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚など</u>も重要であることから、幼少年消防クラブ及び<u>女性（婦人）</u>防火クラブの結成と育成について指導する。</p>	<p>➤ 名称の変更に伴う修正</p>
65	<p>第2 林野火災予防対策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 広報宣伝の充実</p> <p>(略)</p>	<p>第2 林野火災予防対策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 広報宣伝の充実</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 宮城県山火事予防運動推進方針に基づくもの</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
72	<p>第7 道路災害予防対策</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 道路施設等の整備 (略)</p> <p>(1) 道路 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する _____。</p> <p>(2) <u>橋りょう</u> 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、<u>橋りょう</u>補強工事を実施する。 _____ _____</p>	<p>第7 道路災害予防対策</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 道路施設等の整備 (略)</p> <p>(1) 道路 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するほか、<u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p>(2) <u>橋梁</u> 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、<u>橋梁</u>補強工事を実施する。 <u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 記述の統一化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考																																				
	<b>第3章 災害応急対策</b>	<b>第3章 災害応急対策</b>																																					
74	<p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災気象情報 (略)</p> <p>1 防災気象情報及びその活用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>(略) 危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>(略) 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨特別警報	(略)	大雪特別警報	(略)	暴風特別警報	(略)	暴風雪特別警報	(略)	波浪特別警報	(略)	高潮特別警報	(略) 危険な場所から <u>避難が必要</u> とされる警戒レベル4に相当。	大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等 <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	<p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第1 目的</p> <p>第2 防災気象情報 (略)</p> <p>1 防災気象情報及びその活用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>(略) 危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>(略) 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等<u>危険な場所からの避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td><u>上流域</u>での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等<u>危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨特別警報	(略)	大雪特別警報	(略)	暴風特別警報	(略)	暴風雪特別警報	(略)	波浪特別警報	(略)	高潮特別警報	(略) 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。	大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>危険な場所からの避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	<u>上流域</u> での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等 <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	▶ 記述の修正
種 類	概 要																																						
大雨特別警報	(略)																																						
大雪特別警報	(略)																																						
暴風特別警報	(略)																																						
暴風雪特別警報	(略)																																						
波浪特別警報	(略)																																						
高潮特別警報	(略) 危険な場所から <u>避難が必要</u> とされる警戒レベル4に相当。																																						
大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																																						
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等 <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																																						
種 類	概 要																																						
大雨特別警報	(略)																																						
大雪特別警報	(略)																																						
暴風特別警報	(略)																																						
暴風雪特別警報	(略)																																						
波浪特別警報	(略)																																						
高潮特別警報	(略) 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。																																						
大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>危険な場所からの避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。																																						
洪水警報	<u>上流域</u> での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等 <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																																						

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）		修正後		備考
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	➤ 記述の修正
	暴風警報	(略)	暴風警報	(略)	
	暴風雪警報	(略)	暴風雪警報	(略)	
	波浪警報	(略)	波浪警報	(略)	
	高潮警報	(略) 危険な場所から <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル4に相当。	高潮警報	(略) 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。	
注意報	大雨注意報	(略)	大雨注意報	(略)	
	洪水注意報	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (略)	洪水注意報	<u>上流域</u> での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (略)	
	大雪注意報	(略)	大雪注意報	(略)	
	強風注意報	(略)	強風注意報	(略)	
	風雪注意報	(略)	風雪注意報	(略)	
	波浪注意報	(略)	波浪注意報	(略)	
	高潮注意報	(略) 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は <u>危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	高潮注意報	(略) 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が <u>危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	
	濃霧注意報	(略)	濃霧注意報	(略)	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が <u>付加される</u> こともある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起を <u>付加する</u> こともある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	(略)	乾燥注意報	(略)	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）		修正後		備考
	<p>なだれ注意報 (略)</p> <p>着雪（氷）注意報 (略)</p> <p>融雪注意報 (略)</p> <p>霜注意報 (略)</p> <p>低温注意報 (略)</p>		<p>なだれ注意報 (略)</p> <p>着雪（氷）注意報 (略)</p> <p>融雪注意報 (略)</p> <p>霜注意報 (略)</p> <p>低温注意報 (略)</p>		<p>➤ 記述の修正</p>
<p>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</p>	<p>(略)</p> <p><u>(色が持つ意味)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等<u>は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<p>(略)</p> <p><u>(色に相当する避難情報の警戒レベル)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>			
<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>(略)</p> <p><u>(色が持つ意味)</u></p> <p><u>同上</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(色に相当する避難情報の警戒レベル)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>			
<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>(略)</p> <p><u>(色が持つ意味)</u></p> <p><u>同上</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(色に相当する避難情報の警戒レベル)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</li> </ul>			



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）		修正後		備考
				<p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>➤ 記述の修正</p>
	流域雨量指数の予測値	(略)	流域雨量指数の予測値	(略)	
	早期注意情報（警報級の可能性）	(略)	早期注意情報（警報級の可能性）	(略)	
	宮城県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する <u>場合</u>等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、<u>その後速やかに</u>、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が <u>速やかに</u> 発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>線状降水帯</u>により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。</p> <p>(略)</p>	宮城県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する <u>場合</u>等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、<u>速やかに</u> その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が <u>速やかに</u> 発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>線状降水帯</u>により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。</p> <p>(略)</p>	
	土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。</p> <p>なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</p>	土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける <u>情報</u>で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。</p> <p>なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</p>	



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）			修正後			備考																								
				<p>国〔国土交通省〕は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び気象庁に提供するものとする。</p>			<p>➤ 防災基本計画の修正</p>																								
79	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、<u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す</u>警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>(略) 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>(略) 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、 <u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す</u> 警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	(略) 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	洪水警報	氾濫警戒情報	(略) 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる</u>警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>(略) 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>(略) 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、 <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる</u> 警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	(略) 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。		氾濫警戒情報	(略) 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	(略)	<p>➤ 記述の修正</p>
種類	標題	概要																													
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、 <u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す</u> 警戒レベル5に相当。																													
	氾濫危険情報	(略) 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																													
洪水警報	氾濫警戒情報	(略) 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
洪水注意報	氾濫注意情報	(略)																													
種類	標題	概要																													
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、 <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる</u> 警戒レベル5に相当。																													
	氾濫危険情報	(略) 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。																													
	氾濫警戒情報	(略) 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																													
洪水注意報	氾濫注意情報	(略)																													
88	<p>第6節 警戒活動 第1から第3まで (略) 第4 土砂災害警戒活動 1 (略) 2 市町村長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。</p>	<p>第6節 警戒活動 第1から第3まで (略) 第4 土砂災害警戒活動 1 (略) 2 市町村長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。</p>	<p>➤ 名称の変更に伴う記述の修正</p>																												

## 宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
96	<p>第14節 避難活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 高齢者等避難</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害</p> <p>平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・<b>危険箇所</b>等の住民に推奨することが望ましい。</p>	<p>第14節 避難活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 高齢者等避難</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害</p> <p>平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域 <u>                    </u> 等の住民に推奨することが望ましい。</p>	<p>➤ 名称の変更に伴う記述の修正</p>
98	<p>第5 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害<b>危険箇所</b>等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害<b>警戒区域</b>等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 名称の変更に伴う記述の修正</p>
100	<p>第18節 <b>愛玩</b>動物の収容対策</p> <p>地震編 第3章の「第16節 <b>愛玩</b>動物の収容対策」を準用する。</p>	<p>第18節 <b>家庭</b>動物の収容対策</p> <p>地震編 第3章の「第16節 <b>家庭</b>動物の収容対策」を準用する。</p>	<p>➤ 記述の統一化</p>
105	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第1から第11まで (略)</p> <p>第12 鉄道施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 阿武隈急行(株)</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い</p> <p>運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないように、急にブレーキを緊縮しないこと。</p> <p>また、列車の運転が危険であると認めたときは、<b>橋りょう</b>等を避け努めて安全な箇所に停止する。</p>	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第1から第11まで (略)</p> <p>第12 鉄道施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 阿武隈急行(株)</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い</p> <p>運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないように、急にブレーキを緊縮しないこと。</p> <p>また、列車の運転が危険であると認めたときは、<b>橋梁</b>等を避け努めて安全な箇所に停止する。</p>	<p>➤ 記述の統一化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
121 122	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 海上災害応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部の措置</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 海難救助等</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出动させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を<u>活用</u>してその搜索救助を行う。</p>	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 海上災害応急対策</p> <p>1（略）</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部の措置</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 海難救助等</p> <p><u>海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。</u></p> <p>(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊等を出动させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と<u>協力</u>してその搜索救助を行う。</p>	<p>➤ 海上保安庁防災業務計画の記載に統一</p>
129	<p>第6 鉄道災害応急対策</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 阿武隈急行（株）</p> <p>(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 強風の場合</p> <p>(イ) 及び (ロ)（略）</p> <p>(ハ) 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い</p> <p>運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないようにし、急にブレーキを緊締しないこと。</p> <p>また、列車の運転が危険であると認めたときは、<u>橋りょう</u>等を避け努めて安全な箇所に停止する。</p>	<p>第6 鉄道災害応急対策</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 阿武隈急行（株）</p> <p>(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 強風の場合</p> <p>(イ) 及び (ロ)（略）</p> <p>(ハ) 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い</p> <p>運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないようにし、急にブレーキを緊締しないこと。</p> <p>また、列車の運転が危険であると認めたときは、<u>橋梁</u>等を避け努めて安全な箇所に停止する。</p>	<p>➤ 記述の統一化</p>